

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2836号)

令和4年4月22日

横情審答申第2836号

令和4年4月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和元年12月13日〇〇〇第1194号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「A連合自治会会長甲 B会長 会長 C自治会会長甲が請求者に関する
内容がふくまれた特定区に提出した文章」の非開示決定に対する審査請求に
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「A連合自治会会長甲 B会長 会長 C自治会会長甲が請求者に関する内容がふくまれた特定区に提出した文章」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「A連合自治会会長甲 B会長 会長 C自治会会長甲が請求者に関する内容がふくまれた特定区に提出した文章」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年10月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、「①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するか否かについて説明する。

本件開示請求は、特定個人を名指しし、特定個人から特定区に文章が提出されたことを前提に、特定個人が特定区に提出した文章の開示を求めている。したがって、一部開示決定又は非開示決定を行えば特定個人が文章を提出したという事実が明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば特定個人が文章を提出していないことを答えることになる。その結果、特定個人から文章が提出された事実の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になることとなる。

したがって、上記①の要件に該当する。

- (2) 次に、本件開示請求に係る情報が、上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号に規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

特定個人が文章を提出した事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文章の全部を開示するよう求める。
- (2) A連合自治会会長甲、B会長 会長、C自治会会長甲が特定区に文章を提出したことを審査請求人は知っているにもかかわらず非開示とされたため全部を開示するよう求める。
- (3) 弁明書の内容に納得がいかない。

5 審査会の判断

- (1) 市民の声事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。なお、当該事業は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）に基づいて、事務を行っている。

- (2) 本件審査請求文書について

本件開示請求の開示請求書には、「請求者に関する内容がふくまれた特定区に提出した文章」と記載されており、「請求者」とは本件開示請求の請求者である審査請求人を指していることは明らかである。このことから、審査請求人は、特定の自治会会長が、特定個人である審査請求人に関する内容が含まれた文書を特定区に提出したということを前提に、当該文書の開示を求めているものと解される。

- (3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて、以下検討する。

イ 本件開示請求は、開示請求書の記載から、「請求者」という特定の者を名指ししてその者に関する文書を特定の自治会会長が提出したことを前提として当該文書の開示を請求していることが認められる。

そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定の自治会会長から特定個人に関する文書が提出されたという事実を公にすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定の自治会会長から特定個人に関する文書の提出がないという事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えること

によって名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、イで公になる事実には、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて検討する。

条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができることを規定している。もっとも、同号ただし書では、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

特定の自治会会長から特定個人に関する文書の提出があった、又は文書の提出がなかったという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

また、審査請求人は、特定の自治会会長から特定個人に関する文書の提出があった事実は、審査請求人にとって既知の事実である旨主張するが、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

したがって、上記イで公になる事実には、条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当する事実が含まれているため、上記②の要件に該当する。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

オ なお、実施機関は、弁明書において特定の自治会会長の情報を非開示情報として保護すべきである旨説明しているが、上記のとおり、「請求者に関する・・・」

と名指しされた審査請求人の情報が非開示情報として保護されるべき情報であると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年12月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年1月10日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年1月16日 (第255回第三部会) 令和2年1月24日 (第373回第二部会) 令和2年1月28日 (第335回第一部会)	・諮問の報告
令和4年1月25日 (第357回第一部会)	・審議
令和4年2月21日 (第358回第一部会)	・審議
令和4年3月22日 (第359回第一部会)	・審議